

第6回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年10月11日（金） 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 3階 委員会室
出席者	委員 11名
欠席者	委員 1名
傍聴者	3名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開 会 2 条例案の検討について ・まちづくり協議会について ・条例案の構成（条文の並べ替え）の検討 3 その他 4 閉会

議事の概要

●条例案の検討

【まちづくり協議会について】

- ・第35条第4項の「可能な限り」という表現については重過ぎではないか、また、「住民自治の更なる」は「住民自治の一層の」の方が分かりやすいのではないかな。
- ・第35条第1項の「個性的で心豊か」という表現は、抽象的であると思うので、ここは削除して、「協働してまちづくり活動を行うために」という表現にして、従来の単体のものとは違うというのがはっきりすると考える。
- ・第1項は、まちづくり協議会そのものの編成、どういったものをつくるのかということが書かれている。
- ・第2項は、そうしてできたまちづくり協議会が、他の団体とどういように連携、協力してまちづくり活動をするのかということを書いている。
- ・「個性的で心豊かな地域をつくる」を入れた背景には、めざすものを分かりやすく表現しようということで条文にした。
- ・「個性的で心豊か」は削除するということであれば、どこかの条文に入れること検討する。
- ・地区協議会として一定のまとまりのある地域が町に幾つかという表現にするこ

とを提案する。

＜結論＞ 第35条について

●第1項

- ・「個性的で心豊かな地域をつくるため、」を削除
- ・「まちづくり活動を行う」→「協働してまちづくり活動を行う」

●第4項

- ・「更なる」は検討
- ・『可能な限り反映』→『尊重』

●「まちづくり協議会」はそのままで変更はしない。

【条文の構成について】

- ・事務局から前回までの議論を踏まえて整理した案1から案4の説明
- ・田島委員から新案（案5）の説明・・・町民を前に出した形の構成
- ・前回の議論で、総則のなかに町民の権利・義務を入れてはどうかという意見もあった。
- ・条文の並べ替えは賛成だが、今までの条文の内容が変わることや新たな条文が追加されることには抵抗があり、しっかりと議論、検討すべきであると考えている。
- ・本日は条文の並び替えのみに焦点を当てたい。今後は、条文全体の見直しをするので、そのときに各条文の修正を行いたい。

＜結論＞

条文の構成については、従来型（案1）で構成する。

●その他

【スケジュールについて】

- ・12月議会の上程が無理であれば、3月議会になると思うので、そこに間に合うようなスケジュールを考えていく必要がある。
- ・条文案については、3から4回審議して、とりまとめをしていきたいと考えている。
- ・上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会条例の第3条の第2号、第3号の記載されている、意見の募集や説明及び周知に関することについては、提案

ができるという意味である。

- パブリックコメントや住民説明会については、執行機関のほうから説明員として要請があれば、喜んでお伺いし、説明をしたいと考えている。
- 事務局と委員長で、条例制定までのスケジュールを検討する。
- 条例制定までのスケジュールのなかで、どこまで委員会として関わっていくのかがポイントになってくるので、次回はそういったことを踏まえて検討していきたいと考えている。